訪問介護サービス重要事項説明書

当事業所は、契約者（委託契約者を含む）に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

１　事業者

（１）事業者名　　社会福祉法人　陽風園
（２）事業者所在地　　石川県金沢市三口新町１丁目８番１号
（３）電話番号　　０７６－２６３―７１０１
（４）代表者氏名　　理事長　平嶋　正実
（５）認可年月日　　昭和２７年５月９日

２　事業所の概要

（１）事業所の種類　　訪問介護・介護予防型訪問サービス事業
（介護保険事業所番号　第 1770104287 号）
（２）事業の目的　　利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。
（３）事業所の名称　　向陽苑木曳野訪問介護センター
（４）事業所の所在地　　石川県金沢市木曳野４丁目１１４番地
（５）電話番号　　０７６－２６８－６５４１
（６）事業所管理者氏名　　中川　里美
（７）当事業所の運営方針　　１．サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
２．サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
３．介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
４．常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者またはその家族等に対し、適切な相談援助及び助言を行う。
５．利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

３　事業提供地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　　金沢市の区域
（２）営業日及び営業時間

営業日	年中無休

営業時間	２４時間

４　職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職　　種	配置人数	職務の内容
１．管理者	１　名	業務の管理等
２．サービス提供責任者	１　名	訪問介護計画の作成等
３．訪問介護員	常勤換算方法で ２．５　名以上 （養護老人ホーム向陽苑木曳野の職員と兼務する）	訪問介護の提供等

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

事業規模の変動に応じ、職員配置が変わることがあります。

５　当事業所が提供するサービスと利用料金

＜サービスの概要＞

①	身体介護	食事・排泄・服薬・入浴・清拭・衣類の着脱・外出時の介助等
②	生活援助	調理・洗濯・掃除・生活必需品の買い物・その他の家事
③	介護予防型訪問サービス（同上）	

＜具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等＞

利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。ただし、利用者の状態の変化、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

＜状態の変化等があった場合の支援＞

利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、居宅介護支援事業所等と調整の上、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更又は要介護認定の変更の申請の援助等必要な支援を行います。

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービス利用料金について、別紙料金表のとおりです。

６　事故発生時の対応方法

（１）利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措

置を講じます。

（２）事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残します。さらに、原因の解明と再発防止策を講じるように努めます。

（３）利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

７　虐待防止のための措置

（１）虐待の発生又はその再発の防止のため、指針を整備し、委員会を開催し、訪問介護員に研修を実施します。

（２）虐待防止の措置を適切に実施する担当者を以下のとおり定めます。

虐待防止担当者　　三津守　幸子

８　緊急時における対応方法

訪問介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

９　苦情等の受付

当事業所における苦情等の受付

当事業所における苦情等は、以下の専用窓口で受け付けます。また、市町の相談・苦情窓口や第三者委員等に直接苦情を申し出ることができます。第三者委員は円滑に苦情を解決するため、双方への助言や話し合いへの立会いなども致します。

○受付窓口

担　当　者　　三津守　幸子

代理担当者　　尾端　洋美

○受付時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前　８：３０～午後　５：３０

○第三者委員

城崎　亮	金沢市みずき４－４５	０９０－７０８０－８６８６
髙窪　香代	金沢市別所町ヲ９０－２	０９０－５６８６－９８５５
山岸　清孝	金沢市三口新町１丁目５番６号	０９０－３７６８－１４２０

１０　個人情報について

当事業所は、訪問介護サービスを適切に行うために利用者及び家族等の個人情報を下記のとおり使用します。

（１）使用する目的

利用者のための居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、居宅介護支援事業所とサービス提供事業者との連絡調整において必要な場合に使用します。

（２）使用する期間

訪問介護の開始の日（契約締結日）から終了の日（解約日）までとします。

（3）条件

①個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

②個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておきます。

（4）その他の留意事項

介護サービスの質の向上のための研修会等で、事例研究発表等を行う場合があります。この場合、個人を特定できないよう配慮します。

１１　第三者評価の実施状況について

本事業所の第三評価の実施状況は以下のとおりです。

実施状況の有無	あり・(なし)	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

令和　　年　　月　　日

訪問介護サービスの提供に当たり、利用者等に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業所　　所在地　石川県金沢市木曳野４丁目１１４番地
事業名　向陽苑木曳野訪問介護センター

説明者　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者　　住所

氏名　　印

私は、利用者からの委任又は家庭裁判所の審判に基づく代理人として、事業所から重要事項の説明を受け、利用者に代わって訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

代理人　　住所

氏名　　印

（契約者との関係　　）

私は、利用者が事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、利用者の依頼を受け、利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行人　　住所

氏名　　印

（契約者との関係　　）